

「曾木文書」について 続

堂 満 幸 子

黎明館収蔵の「曾木文書」は、曾木氏歴代の文書と、曾木氏の先代が蒐集した文書からなる。後者の八〇点の史料のうち、五〇通の書状について、当館発行の『調査研究報告』第5集で紹介した。^(註一) そこでも記したように、曾木氏は中世の大隅国菱刈郡郡司であった菱刈氏の庶流で、

近世には加治木島津家の重臣として加治木郷の諸政に携わっている。その関係から、曾木氏歴代の文書中にも、晩年加治木に隠棲した島津氏一七代義弘の書状を始め、薩摩藩家老らの書状等が見られるので、歴史資料としての価値に鑑み、今回は、これらの史料を紹介したい。

しかし、いちがいに曾木氏歴代の文書といっても、その数は三〇〇点にのぼる膨大なものである。そのうちの中世文書については、既に紹介されているので、ここでは近世初期以降のものから一四点を抽出解説し、若干の解説を加えて紹介する。

なお、「曾木文書」の全容については、当館発行の『所蔵品目録(II)

文書^(註二)

に目録を掲載しているので参考していただきたい。

文書の解説にあたっては次のようにした。

(一) 漢字は文中の用字に従つたが、変体仮名は而 茂 者 江 与のほかは普通の平仮名に改めた。

(二) 適宜に読点を付した。

(三) 人名には適宜傍註を付した。

(四) 虫損・磨滅箇所は、字数を推して □ で囲んだ。

(五) 文書の大きさは(縦×横)とし、単位は釐で表わした。

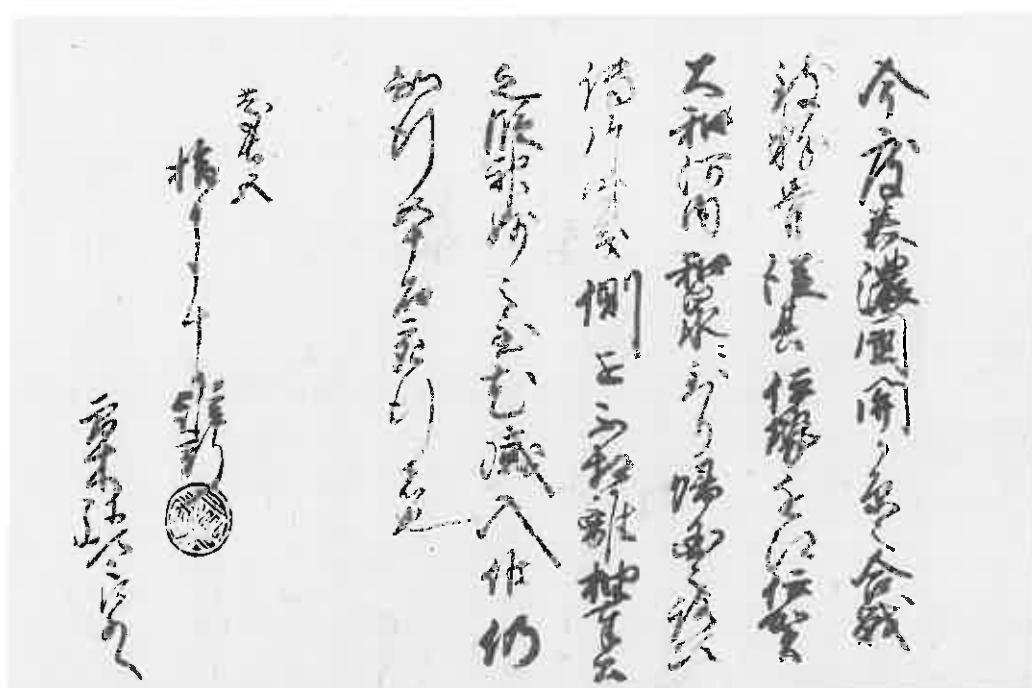
解説は文書ごとに付し、参考文献は解説文ごとに掲げたが、重出する文献については書名のみとした。

(註一) 「曾木文書について」『黎明館調査研究報告』第5集 一九九一年

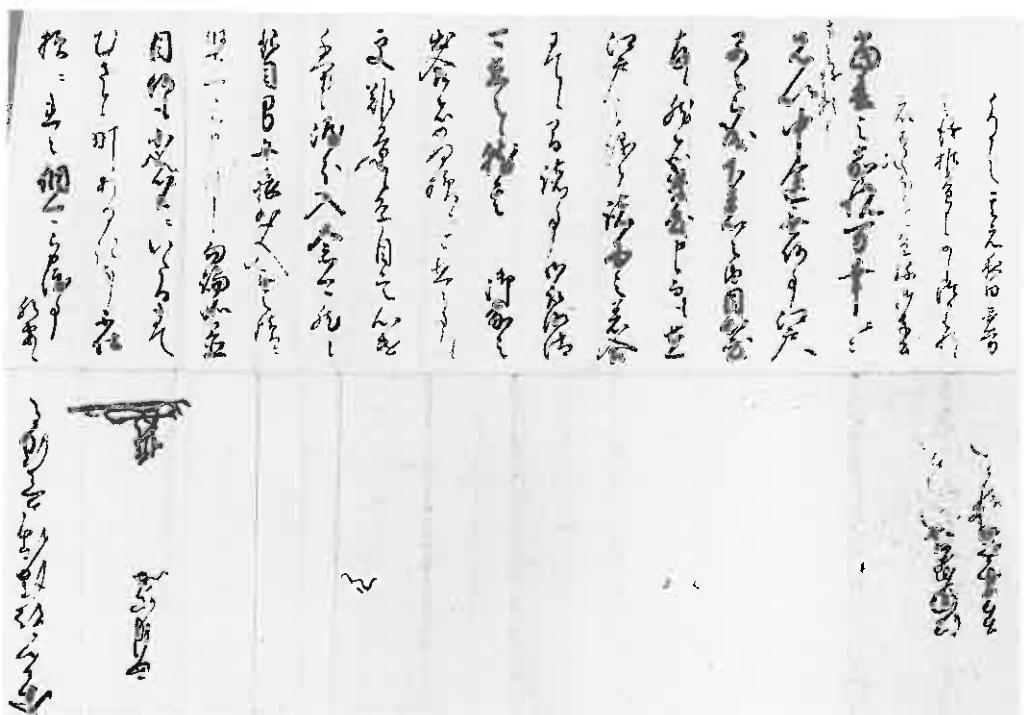
(註二) 五味克夫「大隅國家人菱刈・曾木氏について—曾木文書の紹介を中心にして—」

『鹿児島大学文理学部文科報告』第13号 史学編10集 一九六四年

(註三) 『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録(II)文書』 一九八五年



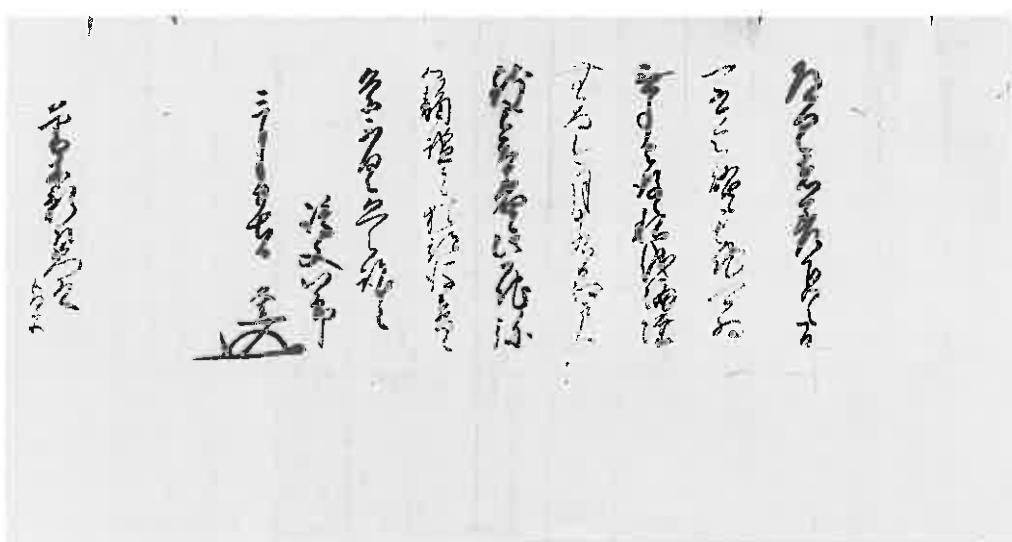
島津義弘感狀（一）



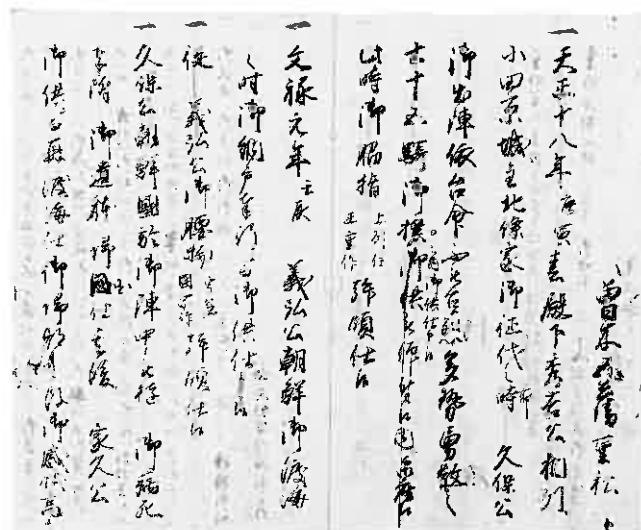
島津義弘書狀（四）



曾木重松書状（六）



島津久薰書状（一三）



由緒調書（二二）

一 島津義弘感状

(二九、二〇四三、四)

島津義弘 天文四(一五三五)年～元和五年
(一六一九)年

今度美濃國閥か原之合戦致粉骨、從其伊勢・近江・伊賀・大和・河内・和泉ニ至り帰国之
路次傳片時茂側を不相離、抽奉公之段神妙之至尤感入候、仍知行五十石宛行者也、

慶長五

拾月十日

維新○
(重貞)
(黒印)

曾木弥次郎とのへ

二 某覚書

(一六、七×一三、六)

知行百石

五十石

知行高百石

外五十石

知行高五十石

五十石

百石

右同百石

三十石

十石

十石

右拾老人御感状頂戴仕候人数

但閑ヶ原御帰陳之節也、

亥

曾木五兵衛
白尾理右衛門
本田源左衛門
小源吾との

井尻五次右衛門
曾木伊七右衛門

白坂七右衛門

神戸藤藏

花堂仁藏

江口作三

安樂小左衛門
有馬八左衛門

但閑ヶ原御帰陳之節也、

覚

(一六、七×一三、六)

重貞は、曾木氏一四代重松の弟で、若年
より義弘の小姓を勤めた。

鹿児島県史料集『本藩人物誌』 鹿児
島県立図書館 一九七三年

一 関ヶ原における敵中縦断突破を果たし
た家臣のうちで、義弘から感状(一参照)
を以て知行を宛がわされた加治木土の石高
と氏名の覚書である。曾木五兵衛は重松
であり、曾木伊七右衛門は一の宛名であ
る弥次郎と同一人かと思われる。行間に
書き込まれた木田小源吾は、義弘の小姓
であった。なお、『日記雑録後編三』に
採録されている「日記抄」(文書番号
二〇九)に他の二〇数名の名が見られる。
『鹿児島県史料 旧記録後編三』 鹿

児島県 一九八三年
『本藩人物誌』

招來して開窓させた事績は名高い。慶長
一二(一六〇七)年から加治木に隠棲した。
この史料は、関ヶ原の戦いの退去に扈從
した重貞に与えられた感状で、知行五〇
石を宛がわれたものである。なお、写一
通を有する。

重貞は、曾木氏一四代重松の弟で、若年
より義弘の小姓を勤めた。

号惟新、島津氏が豊臣政権に服属後の、
島津氏一七代当主とされるが、異論もあ
る。朝鮮泗川の戦い、関ヶ原における敵
中縦断突破などの戦歴や朝鮮から陶工を
招来して開窓させた事績は名高い。慶長
一二(一六〇七)年から加治木に隠棲した。
この史料は、関ヶ原の戦いの退去に扈從
した重貞に与えられた感状で、知行五〇
石を宛がわれたものである。なお、写一
通を有する。

七月十九日

三 島津義弘書状

(三六、四×五一、五)

猶々、江戸之儀者、諸国之着合にて善惡ニ付取沙汰可在之候、就中女房方猥儀無之様ニ小者以下ニ至迄能々相嗜、御奉公仕候様、入念堅可被申付候、將又、寒天之時分、万事ニ不如意ニ可在之候間、銀子百目送遣之候、

今度上洛之儀、於久見崎俄申付候處、無異儀御供申候事、別而祝着不少候、然者宗圓御供申候へ共、如存知煩繁候事而事闕ニ御料人も被思之由候間、近比雖難申儀候、乍辛勞此一節者致逗留、御奉公可被申儀頼入候、御料人へも此由申候間、其段可相心得候、恐々謹言、

十月四日

(重松)

曾木五兵衛尉殿

惟新(花押)

四 島津義弘書状

(三六、四×五一、〇)

猶々、其元夜白辛勞之儀、推量申候、めしつかわれ候衆すくなく候条、弥御奉公方之儀頼申候、

当春之嘉悦万幸々、先以中途無何事江戸へ早々被成下着之由、日出度存候、然者幾度申候而も在江戸之儀者、諸国之着合にて候間、諸事御取沙汰可在之候、就其御前之出合者如何様ニ可在之事も更難量候条、自是心遣千万候、涯分入念可然候、題目男女猥出入無之様ニ、堅可被申付候、勿論如置目何も小者共ニいたるまでむさと町あるきなど不仕様ニ連々稠可被申渡事肝要候、余者期後便候、恐々謹言、

正月四日

惟新(花押)

江田藤右衛門入道殿

曾木五兵衛尉殿

三 義弘から曾木重松へ宛た書状で、年代は慶長一八年。この年、義弘の二女千鶴(通称御下様、伊集院忠真室、忠真伏誅のち島津久元室)が人質として江戸へ

上るに際し急遽、重松は扈從を命ぜられ上府した。書状はその労をねぎらい、在府中の心得を述べたものである。文中の御料人は千鶴であり、その境遇を案じる義弘の心情が伺われる文面である。なお、千鶴は、忠真との間に生まれた一女(のち桑名藩主松平定行繼室)を伴つている。

藩主人名事典編纂委員会編『三百藩主人名事典』新人物往来社一九八六年
『鹿児島県史料 旧記録後編四』
『本藩人物誌』

四 慶長一八年七月九日に久見崎を出た千鶴の一 行は、一月六日に江戸へ着いた。「幾度申候而も在江戸之儀者」とあるように、翌年の正月に出されたこの書状でも、在府中の心得を繰返し述べ、諸事を託している。写一通を有する。

江田は、三の文中に見られる「宗圓」である、重松と共に上府し滞在した。
『鹿児島県史料 旧記録後編四』

五 島津義弘書状案

(一八、〇×四〇、〇)

御案文写

此比者無旨ニ相過候条、企一行候、先以娘孫殿御無事ニ御座候由、尤目出度存候、殊ニ御供之女房衆を始、其外何も御奉公無聊爾之由、満足不少候、弥以江戸之御事ハ、日本國之大名衆御着合ニ而、諸事心遣之儀候間、各其心得を以、乍辛勞他國之批判無之様ニ、中間小者以下ニ至迄、相嗜御奉公仕候へと、堅可被申付候、勿論御為ニ於不成儀者、傍輩知音之上たり共、聊無贔屓曲事之段可被申上候、隨而五兵衛事者氣相之由承、自是心遣ニ存事候、先以為替大窪備前守可差上由、御料人迄申上せ候、於御招引者御暇可被給候、左候而下向候者、中途之養生能々入念候ハてハの事ニ候、此方ニ而之養生ハ、いかやうにも可添候、然者五兵衛於下向者、何篇宗圓一人之可為辛勞候へとも、無余儀賴申事ニ候間、猶以無用捨各へ異見可被申事肝要ニ存候、將又兩人之宿元一段静ニ在之事候条、可心安候、猶跡☆可申上せ候間、不具候、恐々謹言、

猶々、就中おくおもてニ立入候中間小者共ニ、右之旨よく
様ニ、兼而かたく可被申付事專一候、
被申聞、聊以氣任不仕

七月廿五日

江田藤右衛門入道殿
曾木五兵衛尉殿

六 曾木重松書状

(一七、八×五一、〇)

猶々、貴老別而御迷惑之通、從是察存候、定而可為御下向候之条、以御面彼是可申承
候、已上、

急度令啓上候、惟新様御事去月十一日☆火急ニ被成御煩ニ付、色々御養生御精成之儀雖

御座候、永々御草臥之故、七月廿一日之夜子之時ニ被成、御他界候、何共迷惑可被成御推

五 この史料は案文の写であるが、三・四の義弘書状に関連して、より事情を伺い知る史料として掲示した。これによると、重松は不調から江戸詰めを交代することになつてゐる。

なお、『旧記雜錄後編四』には、千鶴の人質としての江戸滞在に関する史料が収録されており、義弘から千鶴宛の仮名書きの長文の書状も数通見られる。曾木文書にもその中の一通の写(やや異なる)を有するので参照されたい(文書番号一〇七一)。

〔鹿児島県史料 旧記雜錄後編四〕

六 医者伊丹道甫宛の重松書状は、義弘の逝去を伝えるもので、福昌寺において葬儀が営まれるなどの記述があり、新知見の史料である。因に義弘の逝去は、元和五(一六一九)年七月二一日である。

道甫は茶人でもあり、関ヶ原の戦いのち加治木に来て義弘の知遇を得たとされている。

〔人物伝備考付録〕『新薩藩叢書(三)』

量候、御死容之御事も今月廿日二福昌寺へ被成御越、同廿四日ニ御葬靈相定候、誠哀成
御様子可申上様無御座候、子細之段者堀源左衛門尉殿可被申候間、不能詳候、恐惶謹言、

曾木五兵衛尉

八月十六日

道甫老(伊丹翁親)

まいる御旅宿所

七 諸外城より被召寄軍談合之人數帳 (一四、五×四五、〇)

(表紙)

「天正八歳ヨリ同十五年迄之間」

義弘様諸外城ヨリ被召寄軍談合之人數帳」

義弘様諸外城6、被召寄軍談合之人數帳

日州	柏原周防之介殿	前田豊前守殿	敷根越中守殿	栗野	万善仲兵衛殿	外山勘解由左衛門殿	築瀬兵部少輔殿	福崎新兵衛殿	大井七右衛門殿	弟子丸右京殿	清竹	高山	同	同	同	同	同	同	同	吉田	曾於郡
三城	日川内	大口	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井尻常陸守殿	佐世川豊前守殿	園田勘解由左衛門殿	坂上南右衛門殿	市来下総守殿	浅野権之介殿	徳持倅人佐殿	木野田三河守殿	野村狩野之介殿	二階堂内匠殿	村岡城之介殿											
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

七 表題にもあるように、天正八(一五八〇)年から天正一五年までの間、恰も島津氏が九州制覇を目指す激動期に、義弘の指揮下にあつた諸外城主の名書きである。

『旧記雜錄後編』に「蒲生士湯田氏旧記の「諸外城武邊功者之衆被召寄度、御談合被遊候衆」(文書番号一六五)が採録されており、ほぼ同一文書である。曾木文書中にある「曾木播磨守」が「黒木播磨守」と異なる。なおこの史料は横折帳であるが、掲載にあたり体裁を変えた。(上段から下段へ続く)

『鹿児島県史料 旧記雜錄後編』

高山	否笠形部少輔殿	脇元権之介殿
同	小野出雲守殿	湯田掃部兵衛殿
同	飯野	久木田新左衛門殿
同	曾於郡	大村治部左衛門殿
飯野	大久保源太左衛門殿	久木崎主水殿
曾於郡	村尾右衛門兵衛殿	大山外記殿
三城	有馬右衛門兵衛殿	重田六郎左衛門殿
志布志	伊地知丹後守殿	村田式部少輔殿
小林	野村大炊兵衛殿	赤崎平馬之允殿
肥 ³	久留木掃部之介殿	酒匂式部少輔殿
飯野	上原勘兵衛殿	赤持大膳正殿
同	高城主馬之允殿	東郷淡路守殿
同	曲田伯耆守殿	池田六左衛門殿
同	中村藏介殿	恒吉金藤殿
同	遠矢下総守殿	土持大膳正殿
飯野	赤塚源太左衛門殿	同
同	曾木播磨守殿	同
同	山口大蔵殿	同
當時加治木	合人數五拾四人	志布志
但	天正八年六月同十五年迄度々被召寄軍談合之人數也	
曾木五兵衛殿	元文五年申四月四日	平田源左衛門

八 三原重庸・川上久国連署回状

(三五、五×五〇、○)

急度申越候、

(島津光久)
薩州様從江戸直ニ嶋原表へ被成御下候間、先日之如賦早々可被罷立候、此中中途迄被罷

越候處、從 上使人衆不入由被 仰出候故、被罷帰候へ共、只今江戸より被仰越候間、

如此候、各度々往来大儀候へ共、可被入精事此時候事、

一少身之衆ハ先日如賦三人間、夫一人ソヽたるへく候、御藏入可有之所者、出水船元迄可

被列候、持合之所者領主より可被召烈候間、左様成はつれ之衆於有之者、以談合可被烈

候、領主之事闕無之様ニ可有才覚候、

右御談合も難成候而手ニ不及人ハ、しかと可被居候、此度ハ薩州様御事、殊外御急ニ而、
上下五人ニテ海道夜白御通之由、只今戌刻ニ到来候、是程之儀候間、可被心懸事肝要ニ
候、但此中被罷立候而、途中御供之衆ハ不及口能候、此比被罷帰候衆へ被仰觸儀候、
嶋原表より被仰渡候而可罷帰候間、鹿児嶋へ然々不相知候条如此候、恐々譁言、

正月廿九日

川上左近將監

(久国)
三原左衛門佐

加治木 横川 栗野 吉松 吉田 馬関田 加久藤 飯野
須木 小林 高原 野尻 綾 高岡 穂佐 倉岡

九 島津忠廣書状

(三一、五×四五、○)

一筆令申候、然者用事之儀有之候間、來ル十七八日之間ニ御当地へ可被差越候、中将様
合我等迄毎度御噂被遊候、就夫申上置候筋も有之候間、納殿迄可被罷出覺悟ニ而、何そ當
季之御菓子なと其地へ有之候ハ、持參可有候、其外ハ於当御地ニ可被相調候、左候ハ、御
仕合次第、可達 上聞事ニ候得ハ、五七日逗留之儀も可在之候之條、其心得ニ而可被差越
候、此等之段為可申入如此候、恐惶謹言、

八 三原重庸

寛永二二(一六三五)年から同一七年まで
島津氏 八代家久・一九代光久の家老を

勤めた。

川上久国 天正九(一五八一)年から慶安二
三(一六六三)年

号商山 寛永七(一六三〇)年から慶安二
(一六四九)年まで家久・光久の家老を勤
めた。

寛永一四年に起つた島原の乱で、急遽
家久が遣わした薩摩の兵は、幕命により

一旦は帰國したが、再度出陣する情勢となつた。この間、江戸にあつた世子の光
久が病の家久に代わり島原へ発向するに
およんで各外城から派兵した。この史料

は、当初から島原へ渡り連絡役を勤めて
いた三原並びに川上の連署による加治木
以下諸郷への回達状である。島原の乱に
おける薩摩藩の動静が伺える新知見の史
料である。

『鹿児島県史』第二巻 鹿児島県 一九
七四年
『本藩人物誌』

九 島津忠廣 元和六(一六二〇)年
禄一六(一七〇三)年

号萬山 家久四男、寛文七年から延宝七年まで光久の家老を勤めた。

曾木氏略系図によれば、重澄代であり、
本府への出仕を促す書状である。
東京大学史料編纂所所蔵 島津家本
『新編島津氏世系支流系図』影写本(当
館所蔵)を参照した。

(島津
鳴市正)

忠廣(花押)

九月十五日
曾木弥五左衛門殿

御宿所

(包紙)

曾木弥五左衛門殿

御宿所

メ

鳴市正

忠廣

(三一、七×四五、二)

猶々、日野殿へも得御一報可給候、以上、

一筆令申候、昨日ハ遠方迄(重濱)新介殿被遣、殊ニひなわ給添候、今日天氣能候間、伸申候、内儀ふくろへも御報可給候、此段罷越候時分ハ御見舞申、可得御意候、此等之段為可申如此候、恐惶謹言、

極月十五日

忠廣(花押)

(包紙)

鳴市正

曾木新(重濱)左様

(一八、三×三八、〇)

一一 島津忠廣書状

先刻ハ遠方迄御見舞、殊ニ爰元へ珍敷御酒・蜜柑御持せ、忝存候、折節馳ニ參、不得御意

一一 一二〇と同じく礼状で、宛名は重濱と考えられる。重濱が届けた酒・蜜柑の礼を述べ、不在を詫びている。なお、一二〇の火縄の件といい、鳴を贈るという文面から忠廣は狩獵者であったと思われる。

残念之至候、明日者可罷帰候間、此段何様御面之時分、旁々可申入候、為御礼之如此候、此鳩今日仕候付、進入申候、昔ニ相替多不仕候、以上、

十二月朔日

メ

より

曾木新左様

まいる

島津市正

一一 島津忠廣書状

(三二一、五×四六、〇)

家来所へ之御状令披見候、如承候先日者其表へ罷越候付而、以使申達候處、入御念帖佐松原迄五兵衛殿被差越之由、御懃懃ニ存候、然共我等罷帰候跡ニ而不申談、残念候、然者串指小篠老籠饋給之、過量之至候、何様面上之節、御礼可申入候、恐惶謹言、

あろう。

二月廿二日

曾木新介様

御報

老眼見得不申用印判候
忠廣印

島津萬山

(三一、五×四五、〇)

道具者差下候之間、一書令啓候、其地可為無事与存候、私儀海陸無為、今月十九日江戸へ致參着候、此御地弥御静謐ニ候、猶期後音候条、不具、恐惶謹言、

島又八郎

久薰(花押)

曾木新左衛門殿

宿所

三 島津久薰 寛永一〇(一六三三)年~

貞享三(一六八六)年

加治木島津家二代。承応三(一六五四)年から四度参府している。父忠朗(光久弟)が數度、人質として参府しているので、久薰の参府も父に代わる勤めであったと考えられる。

『新編島津氏世錄支流系図』

一四 島津久薰覺書

(三三)、○×一〇五、○)

覚

(島津志忠)

一兵庫より指図背間敷之由、付、内證ニ而之功積、正敷酒宴之事、

一唯今者(島津久久)少將様(島津綱久)薩州様御酒一圓ニ不被召上ニ付、御近習衆ニ至迄御酒之御禁止被遊候

ニ付、手前事御酒取持間敷事、

一曾木新左衛門存寄申聞候時分可致同心之事、

一海之獵相止、釣道具等新左衛門へ可相渡之事、

一在所へ罷有候時分、徒之所へ輕々敷出間敷之事、

一從兵庫付置候近所之ものを召仕、外様之者猥ニ召仕間敷之事、

一平生武藝學文嗜可申之事、

一さかやき之事、并衣類刀拵等身躰ニ相應ニ可仕之事、

一御家中ニ而者大身之事ニ候、身持相應之事、

一兵庫一所へ罷居候間、毎日無懈怠見廻可申之由候事、

一繼母之敬之事、

右今度鎌田藏人殿・伊勢兵部殿(貞昭)為御異見、御書立之趣、具ニ致披覽候、少茂無如在、御

條書之旨相勤可申候、向後思召寄共候ハヽ、何時ニ而茂可被仰聞事、忝可存候、御両老

御前可然之様ニ、被仰入可給候、以上、

丑

十月十六日

島津又八郎

久薰(花押)

大乘院

一五 木村探元書状

(三三)、〇×四二、五)

五 木村(時経)探元 延宝七(一六七九)年
ノ明和四(一七六七)年
号靜庵 薩御用絵師を勤めるかたわら、

四

年代は丑はあるが、承応三年五月から久薰を名乗っているので、それ以降の丑年であり、鎌田藏人・伊勢兵部が、光久家老の政勝(家久九男、寛文六年卒)・貞昭(家久三男、寛文三年卒)である。

この史料は、久薰の叔父に当る兩老からば、寛文元(一六六一)年に比定される。加治木家二代としての心得を箇条書にして示されたものを披見し、大乘院(藩の祈願所)の住持を通じて、遵守する旨を述べたものである。なお、久薰生母の没後、家久・光久代家老山田有栄女が繼母となつた。

尚古集成館編『島津氏正統系図』 津家資料刊行会 一九八五年

猶々、此和歌三神之図、先年於江府名筆之写相求申候、平生之三神ニハ、中尊相替申候故、如何敷可被思召候へ共、七本之松ニ而玉津嶋邊分明ニ有之、珍敷御座候故、如此御座候、御用相達候而目出度御會初御尤奉存候、猶貴面上萬事可得貴意候、以上、一筆致啓上候、弥以御堅固被成御座候由、珍重奉存候、手前不相替罷在候、然ハ此間ハ御書状被下、其上珍敷一種被懸貴意、御禮も不申上候處、又：見事之竹之子被下、毎度御懃情之至、不淺忝奉存候、隨分賞味可仕候、扱兼而被仰聞候絵、手前当日無寸暇候ニ付、心外ニ延引罷成候、漸此間染筆仕置候故、即重右衛門殿方迄遣申候間、御請取可被下候、御氣二入可申候哉、如何と存申候、久々御待遠ニ被思召候半与奉存候、猶近日得貴頗候節、旁可申請候、恐惶謹言、

四月朔日

時經

木村村右衛門

（花押）

曾木弥五左衛門様
御宿所

（包紙）

曾木弥五左衛門様

まいる

従慶府

木村村右衛門

一六
祢寝清雄

元禄五（一六九二）年から島津氏二〇代

綱貴の家老を勤め、同一二年、役中に没した。薩藩内に櫻を栽培させ、製蠟を奨励したことで著名である。

文中の同姓右近は、父重永（家久七男、祢寝家を繼ぐ）であり、貞享五（一六八八年八月三三日に没している。「忌明候ハ」とあるのは、重永の喪に服して

〔称寢清雄〕
其節右近其元江数年被罷居候ニ付、御懇意之段、別而辱存候、忌明候ハ、早速可罷越候条、其節右之御禮可申入と存候處、無據儀共有之、御無音ニ罷過候、然者年内無餘日候間、先書中を以申入候印迄ニ、銀壺枚致進入候、恐惶謹言、

祢寝八郎右衛門

〔薩陽武鑑〕

禁裏御用や近衛家の依頼などで多数の作品を残していることも著名である。曾木家の蒐集文書中にも一通あり既に紹介したが、曾木家においても揮毫を依頼する程の交遊があったと思われる。文中に、和歌三神図を江戸にて求めたとあるが、探元が名を村右衛門と改めたのは享保七年（一七二二）年であり、それ以降の江戸滞在は、同一三年にみられる。

坂田長愛編『木村探元小伝』 島津家臨時編輯所 一九二三年

十二月廿二日

清雄（花押）

一七 菱刈實詮申渡書

（一九、五×三〇、五）

今度重之字、可相避旨就被仰渡候、以實之字、一族中實名相究候、依之、御自分事実名被改重之字、向後右之字可被用候、尤御自分支族之面、江茂、此趣可有傳達候、以上、

菱刈孫兵衛

享保十年乙巳五月

曾木弥五左衛門殿

實詮（花押）

菱刈氏二五代、島津氏二五代重豪家老。
享保一〇年四月、九代將軍家重の元服に
伴い、重の字が偏諱となつたため、本宗
家の菱刈氏並びに曾木氏歴代が用いてき
た重の字を改め、實の字を用いることを
伝えたものである。

鹿児島市史編さん委員会編 「君家累世
御城代御家老記」『鹿児島市史 III』

一八 比志嶋國貞書状

（三五、三×四九、五）

明日之御時之儀、奉得其心候、如何様以祇候様子者可申上候、此旨可然候様ニ御披露可目
出候、恐惶謹言、

比志嶋紀伊守

國貞（花押）

一八 比志島國貞 天文一四（一五四五）年
（元和六（一六二〇）年
島津氏一六代義久の九州攻略に付き従い、
慶長元（一五九六）年から家老を勤めた。

『本藩人物誌』

曾木五兵衛殿

（包紙）「比志島紀州 披露状壹通」

一九 郷原久雄書状

（三八、〇×五三、〇）

祖父嶋津市正忠廣江從

家久公被下置候御文庫之内、御方御先祖曾木五兵衛殿江比志島紀伊守殿より之披露状壹通
有之、任御所望今度進之候、尤可有御秘藏者也、

享保十七子

閏五月十八日

郷原金太夫

久雄（花押）

史 III』

一九 郷原久雄

島津忠守（忠廣男）二男、正徳元（一七

一一）年から郷原家を建てる。延享四（一

七四七）年（同五年正月まで島津氏二十三

代宗信の家老を勤めた。

祖父代からの文庫の内にあつた曾木五兵
衛（重松）宛の比志島國貞書状（一八）
を曾木家に進呈する際の添状である。

「君家累世御城代御家老記」『鹿児島市

(包紙)
曾木五兵衛殿
(重箱)

(包紙)
曾木五兵衛殿

二〇 島津久住詠歌

(一四、○×三〇、○)

ある山崖の桜につけてよめる

尋ねきてちもとの桜詠ハ

たちさりかたき花の木のもと

かへるとてよめる

あるしさへゆるさは又も尋ねみん

ちもとの桜さきちらぬまに

享保三年三月伊部野江久住公小山田村御假屋より俄ニ御越之趣申来、五兵衛参上仕候処、
桜之御詠歌御即興故、石筆ニ而御畳紙ニ被成御書被下之候、

一一 吉田清純書状

(一八、○×五三、○)

猶々、其御元々御遣被成候一冊、返進仕候、御受取可被下候、

五月十五日之一封、貴嶋曾右衛門殿より相達、悉致拝見候、愈御堅固被成御勤候由、珍重
奉存候、拙者無異相勤居申候、然ハ御系図續致草案此節差越申候、得与被成御覽、思召
寄又ハ間違之所茂御座候ハヽ、幾度も無御隔意可被仰聞候、相改可進候、先草案ニ而御座
候間、無御遠慮違日ハ御書入可被遣候、其上ニ而中取いたし、進セ置可申候、近日中ニハ
御当地へも御越可被成由候間、其節積ル御物語旁可得貴慮候、当分少之得隙罷在候故、致
草案候、尚期貴面之節候、恐惶謹言、

吉田用右衛門

一一 吉田清純

元文三(一七三八)年記録所見習となり、
宝曆五(一七五五)年から記録奉行を勤
めた。曾木家の系図書入の依頼でもあつ
たものか、草案を送るについての添状で、
草案の是非を問うたものである。
東京大学史料編纂所所蔵『御役人帳』
影写本(当館所蔵)を参照した。

二〇 島津久住 寛文元(一六六一)年

享保一九(一七三四)年

二男で加治木島津家三代となつたが、後
繼者問題で隠居身分の期間が長かつたよ
うである。

『新編島津氏世録支流系図』

五月廿七日

清純（花押）

曾木弥五左衛門様

御報

二二 由緒調書

（表紙）

「由緒しらへ帳」

由緒書差上候様被仰渡候ニ付左之通相調差上候

曾木三郎重茂

一元祖重茂者菱刈進士判官三郎坊相印重妙二男ニ而御座候處、親重妙菱刈院曾木門致分地定家號、代々居住仕候、

重茂八代之孫

曾木播磨重治

一重治永禄年間飯野罷出、義弘公御家臣罷成、別而御心易被召仕候、元亀三年壬申五月四日 義弘公於飯野・木崎原、伊東家与御合戦御難澁之節、於三角田御馬前ニ而、鎌田大炊助・野田越中房・富永形部左衛門・播磨四人究竟之場ニ而致戦死候故、御勝利為罷成由候、

重治嫡子

曾木播磨重公

一義久公 義弘公父重治忠死ヲ被遊 御感、新恩地被成下、從少年奉仕 義弘公、三州凶徒及豊肥筑前後六州御発向之戰場江不離御側御供仕候、

（二五、三×七、〇）

二二 表題にもあるように、曾木家の由緒書

きである。元祖重茂から數えて一二代に当る重治、一三代重公、一四代重松の三代にわたり義弘に仕え、重松嫡子重知以降も代々の太守に御目見を許されたことなどを記したものである。重松の代に、「御姫様為御質江戸え御出府ニ付、御供被仰付相詰候内、義弘公より被成下候御自筆の御両状格護仕、」の記載があり、

三・四の義弘書状がこれに相当する。なお、形態は冊子で、所々に朱による訂正があるが、煩雜さを避けて抹消部分は記載しなかった。

一 義弘公諸所江被遊御移候ニ付、重公御供仕、栗野・帖佐・平松・加治木罷移申候、

曾木嫡子

曾木五兵衛重松

曾木氏略系図（まくり）は重知（一五代）に始まる。二三代までの当主の生没年月日その他、加治木島津家の家老職に補任されたこと、太守に目見たことなどの記載があるが、解説欄を用いて当主の通称 号 生没年月日を掲載して参考に供した。

一 久保公相州小田原 御出陣之節、十五騎之騎馬御撰被召列候、重松事も其内ニ而御座候、
一 文禄元年壬辰 義弘公朝鮮御渡海之時、御納戸奉行ニ而御供仕、久保公於朝鮮被遊御死去、御遺駄御帰朝之御供仕寵帰候而家久公江朝鮮御供又、寵渡り、於彼地相應之軍功も有之候故、御感状并地行百式拾石拝領仕候、左候而、義弘公御供仕、関ヶ原御合

戰日夜不離御側致粉骨候故、御下國之後、御感状地行百石拝領仕候、其後 御姫様為御質江戸江御出府ニ付、御供被仰付相詰候内、義弘公々被成下候御自筆之御状両通格護仕、右之外 義弘公 久保公拝領物□；被仰付、
〔次ノ三箇參ニハ朱ノ横縁アリ〕

一 義弘公慶長三戌年、從筑州直ニ被遊 御上京候時、重松御供仕、同五年子八月朝日伏見城攻、其後九月十五日閔ヶ原御合戰御供仕、堺之浦より被遊御乗船、不離御側帰國

仕、御感状高百石拝領仕候、

一 義弘公御姫様為御質江戸江御登之節、重松於久見崎急ニ御供被仰付罷登、江戸詰内御

自筆之御状ニ通并白銀拝領被仰付候、

一 義弘公より御掛物一幅 花枝畫 拝領仕候、

曾木嫡子

曾木新左衛門重知

一 光久公能遊被 御存、節；御前江も被召出、難有以 御意拝領物等毎被仰付候内、

御紋付御上下頂戴仕、殊ニ拝領物被仰付候砌、御自筆之御書頂戴格護仕候、

〔次ノ二箇參ニハ朱ノ横縁アリ〕

一 従 光久公明暦元年、忠廣主を以重知三子之内壱人、可被召仕蒙

高命、三男忠諸

重知 弥五郎 新左衛門
慶長一五（一六一〇）年

重澄 弥五左衛門 新左衛門 二左衛門
寛永一二（一六三五）年

重喬（實直）新三郎 新介 弥五左衛門
寛永一三（一六三六）年

夢宅
萬治二（一六五九）年
（元文三（一七三八）年

重皓（實興）重治 翁介 五兵衛 遊庭
延宝六（一六七八）年

（寶曆六（一七五六）年
實彌 重長 基吉 新助 新左衛門
弘五左衛門

正徳四（一七一四）年
（宝曆〇（一七六〇）年

隆棟 實術 實眞 五兵衛 貢
延享元（一七四四）年

隆道 實純
（宝曆〇（一七六〇）年
（文化五（一八〇八）年

明和七（一七七〇）年
（宝曆〇（一七六〇）年
（文化五（一八〇八）年

隆亮 實休 新三郎 翁助

寛政七（一七九五）年
（宝曆〇（一七六〇）年
（文化五（一八〇八）年

光久公江御奉公仕、無間茂川上五兵衛忠盈養子寵成申候、

曾木仁左衛門重澄

一 弥五左衛門と申候節、親新左衛門御役人被仰付置候処ニ、役儀御断申上、光久公被聞召上、弥五左衛門江御役人可被仰付之由御承知有之被仰付相勤、一往御役御断相濟寵居候由、又、御役人被仰付候砌、弥五左衛門、新左衛門与改名可致旨、光久公御意ニ而候旨、市正忠廣主令被仰渡候、毎度拝領物被仰付、新左衛門令茂毎年為年頭之御祝儀御樽代百疋宛進上仕、年暮之御祝儀ニ茂毎年肥後織木綿壹端宛進上仕、年頭年暮共ニ御城通、御番所迄參上仕候、

曾木 弥五左衛門重喬

光久公 綱貴公寛文十一年亥二月晦日御參勤之節、加治木館江被遊 御光儀、翌日三月朔日

光久公為御名代 綱貴公江御太刀進上仕、始而 御目見被仰付候、

同日加治木 御立、國分小村江被遊 御光儀候ニ付、翌日二日於 御旅館

綱貴公江御太刀馬代進上仕、 御目見被仰付候、

一 吉貴公元禄九年子正月廿六日御參勤之節、加治木館ニ 御光儀被遊候ニ付、御太刀馬代進上仕候、御目見被仰付候、

一 吉貴公江享保五年子六月朔日於 御城御太刀馬代進上仕、家督之御目見被仰付候、從是

代、家督之繼目之節、於 御城御目見被仰付儀ニ御座候、

一 繼豊公享保六年丑二月九日鹿児島館江御光儀被遊候ニ付、御太刀馬代進上仕、御目見被仰付候、

一 繼豐公享保九年九月十一日鹿兒島館江 御光儀被遊候節故有之、役、江御目見不被仰付候、然共、以御取訛重喬迄、御目見被仰付候、

曾木五兵衛重皓

一 納貴公元祿二年巳三月五日 御參勤之節、加治木館江 御光儀被遊候二付、御太刀馬代進上仕、御目見被仰付、

一 吉貴公元祿九年子正月廿六日御參勤之節、加治木江 御光儀被遊候二付、御太刀馬代進上仕、御目見被仰付候、

一 繼豐公享保六年丑二月九日鹿兒島館江御光儀被遊候節、御太刀馬代進上仕、御目見被仰付候、

一 繼豐公享保十一年午九月廿八日於 御城御太刀馬代進上仕、家督之御目見被仰付候、

曾木弥五左衛門實弼

一 重年公寶曆二年申二月十五日於 御城御太刀馬代進上仕、家督之御目見被仰付候、

曾木貢 隆棟

一 重豪公寶曆十一年巳八月廿八日於 御城御太刀馬代進上仕、繼目之御目見被仰付候、

一 重豪公 御參勤之節、加治木 御光儀被遊、御看一折進上仕、御目見被仰付候、

曾木新左衛門隆亮

一 太守齊興公江文化十二年亥十一月十五日於 御城御太刀馬代進上仕、家督之御目見被仰付候、

一 同十三年子二月十五日 御參勤被遊節、加治木 御光儀被遊候二付、御看一折進上仕、

御目見被仰付候、

右之外御代々様御家督繼目御禮被仰上候節々、家格二付御目見被仰付候、
右之通御座候、此旨申上候、以上、

加治木

曾木新左衛門

月日

二三 曾木重貞奉公覚書之事

(二八、五×三九九、○)

御旅中奉公申候覚書之事

武庫様

〔島津義弘〕 又八郎様御両殿御立被成候、年十六

この「御旅中奉公申候覚書」の主曾木
弥次郎は、曾木氏一四代重松の弟で、一
の島津義弘感状を受けた重貞である。本
史料は、慶長元年から五年の間に義弘に
従った合戦、泗川の戦いや庄内の乱、更
には関ヶ原の戦いの経緯を記したもので
ある。この種の記録は『旧記録』にも
多様に収録されているが、重貞独自の記
録として掲載した。

一慶長元年丙申、後之高麗入御座候ニ付、
ニ而罷立候、然者奥陳被召通、其より三道ニ分テ北口蔚山と申所ニ加藤主計頭殿在番被
成候、南方順天と申所ニ小西根津守殿在番、中海道泗川と申所ニ御両殿御在番被成候、
然處同三年之九月、從高麗江南人ヲ催、数十万押寄、泗川令五里在之所ニ晋州と申所ニ
陳取、色々無事之調法申由候つれ共相違仕候て、九月廿八日ニ寄申候、先泗川令三里在
之所ニ古城御座候被取構、為番手右馬頭殿人数被召置候ヲ詰申候而、人数余多戦死ニ而
候、主取ニ川上六郎兵衛殿被居候ヲ、半弓ニて射すべくめ、誠ニ矢臺ニ矢ヲさしたるやう
ニ御座候而、危御座候つれとも、泗川令人数被差出、漸迎取被成候、其まゝ直ニ泗川江
押寄、御城取巻申候、然共其日ハ 武庫様御下知ヲ以、鉄砲壠度も御打せ不被成、いか
にもひそかにシテ御座候ツ、左様候へハ、朝ノ巳ノ刻ニ寄申候か、未さかりニ皆引取申
候、定此まゝニてハ有間數候、又□寄可申候間、其心得可申通御意被成候處、間一日置、
十月朔日ニ寄申由、遠見ヲ被申上候聞召、其日ハ早朝ノ御威イ被成、壠戰ハ可為今日候
間、何れも其心得可仕との御意被成、城ヲ御廻り被成候、其より籠門ニ御上り被成候て
唐人御覽被遊候、其日ノ人数中ノ不及言語候、然處籠門之通石火矢を構候、焰硝箱ニ
火入申候哉、一時なる神之やうニ候つるか、其あたり闇ニ罷成候付、唐人もさへき申候、

島津義弘、慶長の役で再び朝鮮へ渡り、
泗川において大勝する。

其時御下知被成候て、皆々 切出被成候、其々 追打ニ而、晋州と申所ニ大川御座候、其ヲ
限ニ五里被討詰候、左候ヘハ、日入申候間、御城ニ御引入被成候、御打勝之御祝言何れ
も被申上候、則被仰出候ハ、敵幾人うち為申と、銘ニ差出可仕之由候而、次朝被相揃
候ヘハ、三万程之さし出ニて候、其時いかにしても、それ程ハ有間敷候と思召と御意被
成、扱ハ首ヲ揃可申由候而、三日相揃候ヘハ、三万八千七百余相揃候、誠御名譽前代未
聞、此上ニ御座有間鋪候と、貴賤上下悦申候事、

其後唐人少無事可申由申来候ニ付、方々 御談合被成惣無事ニ罷成、唐人大将之内二人し
ちニ被出候ニ付、御引陳相濟、十一月十五日ニ泗川御引除被成、五里有之ちやくせん嶋
ニ御着被成候、然者其夜、寺沢志摩守殿南無はいを御出合被成、御談合候ハ、順天口ニ
江南之番船在之ニ付、小西殿御引被成事不罷成由候間、御迎取被成ニ相濟、其夜半時分
より舟之荷物ヲ嶋ニ下置、同十六日之朝、薩摩船惣別出船可有之定処、順天を瀧七右衛
門殿參候而、番舟も無事ニ罷成候由被申候ニ付、左候ハ、又八郎様ハしかと御在番被
成、武庫様計御出合可被成与御談合候て、舟数五六十六艘程ニ而、御出船被成、四里程
押上り、南無はいと順天之間との嶋瀧戸口ニ、寺沢殿・対馬守殿舟数合式百艘ほど御舟
陳被成御座候處、同十八日之朝卯ノ刻前三唐船押寄、石火矢を打掛候、其より志摩守殿
御下知ニ而、舟之はなを並、ミたれニ無之様ニ鉄砲うち可申由ニて、如其夜中之程ハ半
道程射除候て、唐舟ニも被切乗候、次第二明ニ罷成候而、見申候ヘハ、数ハ不相知候、
大船計之事候つる間、先ノ海不見得やうニ押寄申候ニ付、御舟ニもかきヲ掛申躰ニ候、
其外御供舟、乗しつむも有之、御舟之矢面ニ立も有之、又遠く漕散舟も在之、左様候ヘ
ハ、此方難計様子ニ成申ニ付、志摩守殿御下知ニ而、何れも梶取、直ぐり除ニ御引被成
候處、薩摩船廿艘程懸取迷惑ニ及申候、然處 又八郎様ちやくせん嶋の舟数卅艘程にて
押上り被成候、其の唐船も間遠罷成候、然處樺山權左衛門殿舟其外六七艘程加子船頭、
或ハ手負或ハ相果申候故、押延申事不罷成、南無はいノ灘へ漸押付、陸地ニ被上候、乘

朝鮮撤退にあたり義弘、南海において明
朝鮮の水軍と戦う。

捨之船ハ、唐船かきヲ打掛とも引ニ興之やうニ引候て、行／＼焼申候、其ヲ皆舟分見申候而、哀成様ニ候ツ、左候而ちやくせん嶋ニ御引被成、本ノことく荷物ヲ積、かりや番衆、又舟こほれ之衆五人三人ツヽ、何れもノ舟ニ被乗せ候て、其日十八里唐嶋崎瀬戸口へ御着候、我等乗合本田助丞殿・財部佐内殿・山口本左衛門殿□候事、

同津ニ寺澤殿・小西殿・対馬守殿・築瀬殿・平戸殿・大村殿・有馬殿御揃被成候而御談合候ハ、樺山権左衛門殿ヲ始何れも南無はいニ被居候衆ニ、迎舟可被遣ニ相済、薩摩舟式艘上乗ニハ長崎隼人佐・入田才吉兩人ニ被仰付候、其外小西殿・平戸殿・築瀬殿・対馬殿舟合九端十端之舟抬艘、十八里跡ニ被遣候、其時いか様之仕合ニ可在之哉と哀ニ思召之由候ツ、左候而其津ニ三日御逗留被成候、右之人衆ヲ迎取被成候而、廿二日之朝御出船被成、ちやわん口へ御着候、廿三日あんかうら加徳嶋ヲ掛乗にして、ふざんかいニ御着候、廿四日対馬之渡口まきの嶋ニ御着候、廿五日小西殿・又七郎殿御同心ニテ、対馬之豊崎へ御着候、廿六日対馬之内細留ニ御着候、廿七日同内しゝかと申所ニ御着候、

廿八日同内小浦ニ御着候、其夜御両殿共ニ府中ニ御出被成、加藤殿・小西殿・森殿・築川殿・対馬殿御出合被成、大明之質人京都ニ而之諸事御申分御談合被成、十二月四日ニ壱番衆壱岐嶋へ御渡被成候、同六日壱岐風本ニ御着候、一日御逗留被成、同八日はかたノ渡口かたゞと申所ニ御着候、薩摩之様ニ被參衆も在之、我、兄弟共ニ御供申候テ罷上り候、左候而十二月廿三日ニ大坂ニ御着船候、同廿六日ニ伏見ニハ御上り被成候事、

一慶長四年正月始より 家康公を始として、何れも大名衆御見舞被成、高麗之御打勝之御祝言被仰、御仕合無残所候、左候而正月九日、御奉行衆御在判にて、御感状御給被成候様子ハ、忠恒様^(島津家)被任少将、其上御腰物長光、武庫様ニハ御腰物正宗御拂領被成候、出水・加治木合六万石為御褒美御給被成候、左候而伏見江御在京被遊候中ニ、二月御遁世被成候、其より 惟新様と奉申候事、

同壬三月九日ニ 又八郎様^(島津家)幸侃御手打ニ被召果候、其刻 惟新様ハ京都へ御茶湯ニ前、

諸將朝鮮より帰国。曾木重松・重貞兄弟も義弘に従い大坂に着く。

島津氏、慶長四年正月、慶長の役の行賞として出水・加治木の地を宛がわれる。
義弘、一月より惟新と号する。

日より御上り被成、御留主ニ而候ニ付、伏見ヲ御注進候、我等事ハ川上四郎兵衛殿より

使として京都へ罷上り、御帰宅之時分、又ハ御迎二人數など上可由哉之通御意を請、伏

見之やうに参候而、様子四郎兵衛殿江申候而、又晚ニ夜入候而御迎ニ東福寺之前迄参候、

左候而御帰宅被成候而御意候ハ、下之御屋形ハ人数もあまり入間敷候間、何れも上之御

屋形ニ参候而御番可仕由候て、幸侃之屋敷と上之御屋形ハよしかき毛重ニ而候ニ被明除

間御番仕候、然者我等事、四月之比相煩申ニ付、相良新右衛門殿下被成ニ被相付候而、

御下被成候而養生仕候、左様ニ候ヘハ、庄内も弓箭ニ罷成、六月十九日ヲ御立被成候間、

我等も罷立候、同廿三日ニ山田之城詰御座候而、男女不残被討果候、其時江田吉右衛門

殿・稻恒西市允殿・湯田与七殿三人、屏涯ニ而戦死ニ而候、誠武士之道、今迄同道為申

事候ヘ共、哀成事ニ候、其よりしわちも籠城ニ罷成ニ付、森田ニ陳被付候而、相之牆御

いわせ被成候、我々も在陳仕罷居候處、慶長五年正月五日夜、人数を寄相之牆ヲ破、城

ニ飯米ヲ被籠候、其破口ニ伊勢平左衛門殿・押川喜左衛門殿・蘭田加兵衛殿、帖佐衆ニ

ハ四人壱列ニ参合候、左候而我等もちと手ヲ負申候、其分無程しハちも下城仕、二月源

次郎殿も都城下城被成候而、無事ニ罷成候事、

慶長五年六月分上方さハかしく罷成、家康国ニ引入被成ニ付、石田治部少輔殿からく

りニ而秀頼様ノ弓箭之企被成、先伏見之城ニ家康之衆鳥居彦右衛門殿と申人被居候

ヲ被相詰之由、爰元ヘ相聞得候、其より人数御立被成候、帖佐よりハ伊勢平左衛門殿・

長寿院主取として御立候間、我々も罷登候、然者伏見之城七月十九日ヲ被相詰、八月朔日

ニ落城之由候、左候而八月十五日分何れも諸大名衆伏見打立被成、東国ニ被差向候ニ付、

惟新様も同前ニ御打立候由、我々罷上りニ中途ニ而承候、其分就中急候而何れも上り被

成候、八月廿日ニ上着候而、其分美濃國大柿之城ニ、九月朔日ニ参着申候、然者東国之

大名衆数万人大柿ヲ差通候て、赤坂ニ被陳取候、依其大柿ニ者掛通殿・熊谷殿・秋月殿・

高橋殿・相良殿為番手御座候而、其外の大名衆、石田治部少輔殿・備前中納言殿・小西

島津家久（義弘男）、伏見において伊集院幸侃を誅殺する。病により下国していた重貞は、忠貞（幸侃男）が庄内（現宮崎県都城市）で叛乱するに及んで参陣する。

摂津守殿・鳴津中書様

惟新様、九月十四日ノ晩ニ閔ヶ原ニ御陳替被成候処、十五日ノ

未明^ニ筑前中納言殿城ヲせめ、鉄砲取合稠敷御座候つれともむほんニ而、玉不入之由後

社相知候、其令大谷刑部大夫殿陳ニ押寄、被詰取候、刑部大夫殿戦無比類様子候ツ、左

候而刑部殿戦死被成候由候、其外石田殿・小西殿・備前中納言殿、中書之御陳^{一そない}ニて、殊之外久シク取合ニ而候つれとも、前後^二押寄候三付一戦破申、其よりちりく

ニ罷成候、惟新様者御供衆漸五六十人程ニ而、敵ニ向て御通り被成候、我^ミ兄弟共ニ御

供申候、其より伊勢・近江・伊賀・大和・川内・和泉六ヶ国ヲ日數七日、夜昼十四日ニ

九月廿一日ニ、津国住吉へ御出被成候、然處大坂^ノ堺之様ニ除キ衆おひたゞしく候而、

住吉へ御入可被成様無之候而、後之田ニうちすハリ御やすらひ候処、住吉今入道か乗物

ヲかゝせ候て參候、誰人ニて候ハん哉と不審ニ存候處、田邊や道^ヲ被參候而惟新様を

乗せ申、本之様ニかゝせ被參候、御供衆入間鋪候、御跡^ヲ見送り候て、伊勢平左衛門殿・

大田吉兵衛殿・桂太郎兵衛殿・相良吉右衛門殿・白坂七右衛門殿・矢野主膳殿・五兵衛

殿被參候、其外之衆ハ御意可有之候間、待居可申由候而、其間ノ心遣可申様無之候、日

入ニハ罷出、いか様ニ候ハん哉と申候処、矢野殿御使として、伊集院半五郎殿・長山半

六・我等三人ハ住吉之様ニ參候へ、其外之衆ハ大坂屋形之様參候へと御意候て、如其三

人ハ御宿之様ニ參申候、然ハ泉秀坊^(マコ)分骨ヲ以御質様御下向ニ相済、御船三十艘之御手形

被申請候間、惟新様も御同前御下向、目出度との御使として、福崎新兵衛殿・竹内織

部正殿大坂より住吉へ被參候、惟新様も深々敷御思案とも候而御返事も無之候ニ付、

何れ御侘被為申候て御下向ニ相済候、然ハ御迎舟可被上ニ御意被成候而、兩人も九月廿

二日之夜大坂之様ニ被參候、左候而御舟賦ニ而、九月廿四日ニ大坂御出船被成候、

惟新様御迎船ハ住吉と堺之間ニ參候、其令御舟ニめして御出船被成候、左候而兵庫之興

ニ而御同船ニ被召移候、何れもノ舟も皆自出度と申候事、

一其時大坂之御老中として、平田太郎左衛門殿・相良新右衛門殿御座候而、御談合被成候

重貞、閔ヶ原の戦いに敗れて敵中突破を果たした義弘に従い大坂より出船、帰国の途につく。

ハ、御下向候ハ、細島ニこそ御着船可有之候間、為其秋月殿御質人御同心候ハてハと候て、彼方ノ家老衆内談被成候ヘハ、一段仕合ニ被思召之由、御同心被成候て御下向被成候、左候而十月朔日ニ細島ニ御着船候、如案之地下より夫馬等出申候、心安陸地御通被成候、左候ヘハ、佐土原々御使被進候而被為申候ハ、伊東殿内稻津掃部殿一揆ヲ起シ、佐土原近在郷被燒拂候間、惟新様御立寄被成御下知候て可被進之由、追々御使在之、依其御立寄被成、一日諸事御下知被成候付、静ニ罷成候、左様ニ候而内場々御迎之衆次第（シテ）ニ被遣ニ付、伊東殿人数も被引除候、其より御帰宅被成候間、十月七日ニ帖佐江御着被成候、我等事細島より御腰物御持せ被成候間、濱市迄持通申候、左候ヘハ、遠路御側ヲ不離奉公申候通、節々御意悉承候、依其御感状、付知行五拾石被下候事、

義弘主從、一〇月朔日細島に着船、七日に帖佐に着す。この間重貞は義弘の腰の物を託され持ち通す。感状を賜る。

此主

曾木弥次郎（重貞）

（一七、三×一二三、○）

二四　由緒覚書

私先祖十二代之祖曾木播磨頭重治（子）申者、於飯野

（一四）この史料は文中の記述により、重松から数えて九代目に当る隆亮（二十二代）の

惟新尊公江奉仕候處、別而御心安被召仕候、元亀三年五月四日、於飯野・木崎原伊東家与御合戦御急難之折、公之御馬前ニ而、重治外ニ鎌田氏・野田氏・富永氏致勇戦、終戦死候共、御勝利為成能成由候、重治嫡子播磨重公（マコ）自幼少々、惟新尊公江勤仕候處、父重治忠死を被遊、御感候而、賜新恩地、公三州兎徒及肥筑前後六州御征討之節茂、重公其之戰

場ニ不供奉無御座、重公嫡子五兵衛重松勤仕いたし、天正十八庚寅年秀吉公相州小田城主北條氏政ヲ征伐之節、又一郎久保尊公小田原江被遊御出陳候節、依命多勢ヲ不遊御引率候様、勇敢之士拾五騎撰給、重松其内ニ而被召列候、其後惟新尊公朝鮮被遊御渡海候節茂致御供候、左候而、久保尊公朝鮮國巨濟於御陳中被遊御病卒、奉隨御遣駕帰朝仕候處、又八郎忠恒尊公朝鮮國江被進航御供仕、於彼之地相應之軍功有之、御帰朝

として掲載した。

之上采地百二十石拝戴仕、其之後慶長三年筑前弓削ニ被遊 御上京、重松御供仕候、同五年
諸将均ク八月朔日被為入伏見之城ニ候而、濃州閔原ニ而 家康公ト被遊御合戦、勝敗ヲ一挙
被遊御争候節、中納言秀秋急心を変逆戈、大谷吉隆之陳ヲ撃攻、其弓諸將陳擾驅いたし、東

兵 公之御旗本ト先鋒ヲ交隔、依是 公勵衆被遊御戦争、戦死も夥敷御座候由、東兵左右ニ
相列、 公者被為整御軍列、敵軍中被遊御通、駒野ニ御向被遊 御行軍、同廿一日攝州住吉
江御光着、暫時者被遊躊躇回頭候時、田邊屋道與 公奉迎住吉之宅江、御駕ニ從候人者、大

重平六壱人、重松ニ者潛ニ奉見送 御駕御供仕候、日暮及候而重松・弟弥次郎貞重、外ニ伊
集院平五郎・長山平六被為徵御旅館、其之外ニ而軍士被令赴大坂、同廿四日續堺之浦ニ被為

解被遊 御帰國、重松始終不奉離 公御膝下盡粉骨候故、御帰國之後采地百斛頂戴仕候、合

采地三百石拝領、弟弥次郎貞重ニ者采地五拾石ヲ拝領仕候、 公ニ奉從居ヲ飯野・帖佐・平

松・加治木移、 中納言様迄 御奉公申上候處、 忠朗公加治木被遊 御拝領候節、重松嫡

子新左衛門重知持高儘被召附、私迄九代御奉公仕罷居申候處、当世態罷成、昨年奥越御征討

ニ付、伴同氏差出候、并類家之者出兵被仰付、難有出軍仕候、依之枝葉之者過半小身共ニ御
座候間、私持高内見計を以追々附属仕可申候、左様御座候先祖三代依軍功御高恩ヲ奉蒙名分

相立、冥加之次第御座候、御免被仰付可被下候、此奉願候間、宜敷被仰上可被下候、

である。

なお、本稿作成に際し、当館専門委員
の鹿児島大学名誉教授五味克夫先生にご
教示いただいた。付記して深謝の意を表
したい。

以上、曾木氏歴代の文書のうち、近世
初期に近いものから二四点を抽出解説し、
若干の解説を加えて紹介した。

前述したように、曾木氏歴代の文書は
三〇〇余点にのぼる。今回抽出紹介した
ものの他に、由緒書や加冠、元服など曾
木氏の身代に関するものが多数を占め、

曾木氏差出し、あるいは宛ての書状類・
令達などが見られる。尤も膨大な史料を
個々に精読したわけではなく、これらの
内容については把握していない。本稿も
倉卒の間に草したため、不備な点も多々
あることと思う。併せてお詫びする次第
である。